

特集《著作権》

# 知っておきたい最新著作権判決例（その3） Tシャツイラスト事件

令和5年度著作権委員会第3部会 永瀬 龍壮

## 要約

令和5年度著作権委員会第3部会において議論した判決の1つである。実用品であるTシャツに印刷されたイラスト（原告イラスト2）が、著作物に該当するとし、被告製品であるTシャツに印刷された被告イラストに対して翻案権侵害が認められた。実用品に対する著作物性の考え方について、弁理士としてぜひ知っておきたい判決である。

## Tシャツイラスト事件

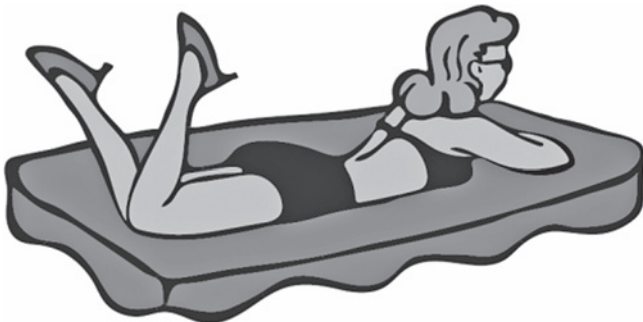
東京地裁令和3年（ワ）第10991号

### 目次

1. 事件の概要
2. 著作物性に関する原告及び被告の主張
  - 2.1 原告の主張
  - 2.2 被告の主張
3. 裁判所の判断
4. 考察
  - 4.1 Tシャツのイラストの著作物性
  - 4.2 Tシャツのイラストに関する裁判例
5. 結語

## 1. 事件の概要

原告は下図左側の原告イラスト2が胸元に印刷されたTシャツを販売していたところ、被告が下図右側のイラ



原告イラスト2



被告製品

スト付き T シャツの販売を開始した。原告は原告イラスト 2 に係る原告の著作権（複製権又は翻案権及び譲渡権）及び著作者人格権（同一性保持権）を侵害しているとして、差止請求等を行ったものであり、原告イラスト 2 の著作物性が争点となった事件である。

なお、本裁判例では、原告の登録商標に係る商標権侵害も争われているが、今回は著作物性に注目するため割愛する。

## 2. 著作物性に関する原告及び被告の主張

### 2. 1 原告の主張

原告は、「原告イラスト 2 は、原告ブランドの第 1 号店舗がみなとみらいという海に近いロケーションであったことに着想を得て、以下のとおり、「リゾートらしい雰囲気」や「リラックスした雰囲気」といった思想又は感情を、リゾート地で優雅な休日を送る古き良き時代の海外の女性の姿に重ねて、ポップアート風の明快でキャッチーな手法により、絵画として創作的に表現したものである。したがって、原告イラスト 2 は美術の著作物（著作権法 10 条 1 項 4 号）に当たる。」と主張する。

### 2. 2 被告の主張

一方、被告は、「原告イラスト 2 は、シンボルマークとして作成された原告イラスト 1 を基に作成されたものであって、原告のシンボルマークとして利用され、又は、アクセサリーや T シャツ、パーカー等の商品に付される形態で利用されていることから明らかなように、専ら美的鑑賞を目的として作成された純粋美術ではない。すなわち、原告イラスト 2 は、簡略化された太い線で輪郭が記載された、ビーチマットと水着の女性のみから構成された図案で、赤、黒、肌色、黄色と識別容易なはっきりとした色彩で構成され、板の上で寝そべる水着女性を抽象化した表現であり、シンボルマークとして機能し得るように単純化された図柄である。このような、シンボルマークとして機能するため実質的な制約を受けて作成された図柄は、純粋美術と同視し得るものとはいえないし、美術鑑賞の対象となり得るような美的特性が存するものともいえない。したがって、原告各イラストには、著作物性が認められない。」と主張する。

## 3. 裁判所の判断

(1) 裁判所は、T シャツ等の実用品に付されているイラストの著作物性に関して、「原告イラスト 2 が「著作物」として保護されるためには、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法 2 条 1 項 1 号）であることが必要であるところ、著作権等の成立に審査及び登録を要せず、著作権等の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下において、上記の要件を充たすといえるためには、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解される（最高裁平成 10 年（受）第 332 号同 12 年 9 月 7 日第一小法廷判決・民集 54 卷 7 号 2481 頁参照）。そして、原告イラスト 2 は、実用性を有する有体物である T シャツ等に印刷して利用することが予定されているところ（前提事実(4)）、このような場合に上記の要件を充たすか否かを判断するに当たっては、実用性が該有体物の機能に由来することに鑑み、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できるか否かという基準によるのが相当である。」との基準を示す。

(2) その上で、具体的に原告イラスト 2 について、「原告イラスト 2 についてみると、証拠（甲 2、10）によれば、原告イラスト 2 は、T シャツ等の衣類の胸元等に印刷されていたことが認められるところ、当該 T シャツ等が上衣として着用して使用するための構成を備えていたとしても、イラストとしての美的特性が変質するものではなく、また、当該 T シャツ等が店頭等に置かれている場合はもちろん、実際に着用されている場合であっても、その美的特性を把握するのに支障が生じるものでもないから、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となる美的特性を把握することが可能であるといえ、上記の要件を充たすものと認められる。」と判断する。

(3) さらに、裁判所は、上記の要件に加え、著作物と認められるための要件として、「さらに、著作権法は、「著作物」について、「思想又は感情を創作的に表現したもの」（著作権法2条1項1号）と規定しているから、原告イラスト2が著作物性を有すると認められるには、同要件を充たす必要がある。そこで検討すると、原告イラスト2は、水に浮かぶビーチマットの上で、サングラスをかけた水着姿の女性が、ハイヒールを履いたまま、うつ伏せで寝そべる様子をイラストにしたものである。そして、原告イラスト2は、①女性とビーチマットの輪郭を、あえて太目で丸みを帯びた黒線で描くとともに、細かい光の加減等による色味の差を捨象し、平面的で単一的な彩色を採用することにより、レトロ感とポップ感を表現し、イラストに明快な存在感を与えている点、②ビーチマットの下部に水や波を直接描かず、同ビーチマットの下部を波型に切り取ることにより、同ビーチマットが水に浮かんでいることを表現している点、③女性が足を前後させて、遠くを見ている仕草をあえて背後から描き、リゾート地で女性がリラックスしているという印象を与えている点、④女性の足元には、裸足やビーチサンダルではなく、あえてハイヒールを描き、常識に縛られないイメージを表現している点において、選択の幅がある中から作成者によって敢えて選ばれた表現であるということが出来るから、作成者の思想又は感情が創作的に表現されていると認められる。したがって、原告イラスト2については、上記の要件を充たすものと認められる。」と判断する。

## 4. 考察

### 4. 1 Tシャツのイラストの著作物性

応用美術の著作物性に関する詳説については、本誌「知っておきたい最新著作権判決例（その2）」を参照されたい。本稿では、Tシャツのイラストの著作物性に注目する。

知財高判平 26.8.28 判時 2238 号 91 頁の「ファッションショー」事件は、「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるもの」については美術の著作物として保護すべきであるとする、いわゆる「分離可能性説」を採用した。

「ファッションショー」事件以降、応用美術について、分離可能性説を採用し、著作物性の判断がなされている裁判例が複数みられる<sup>(1)</sup>。今回の裁判例においても、分離可能性説を採用し、著作物性の有無について、原告イラスト2が「著作物」として保護されるために、実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できることを要するとしている。

一方で、実用品の著作物性の判断において、知財高裁判平 27.4.14 判時 2267 号 91 頁「TRIPP TRAPP」事件では、美的鑑賞対象部分の分離の困難性を指摘したうえで、分離可能性説を排斥している非限定説を採用する<sup>(2)</sup>。しかしながら、例えば、知財高判令 3.12.8 裁判所 HP 参照（令和3年（ネ）10044号）「タコの滑り台」事件、東京地判令 5.9.28 裁判所 HP 参照（令和3（ワ）31529号）「TRIPP TRAPP」事件において、この判決以降も分離可能性説が採用されている。

Tシャツに付されたイラストについて、Tシャツに純粋美術を単に付加しただけであり、応用美術として捉えることには問題があるとする説もある<sup>(3)</sup>。Tシャツに付されたイラストは、実用目的に必要な構成であるTシャツ本体と分離して美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものとして分離可能性説が採用された場合及びイラスト自体を純粋美術と捉えた場合のいずれの場合であっても、純粋なイラストの著作物性と同様に著作物性が認められることになろう。

### 4. 2 Tシャツのイラストに関する裁判例

(1) 東京地判昭 56.4.20 無体集 13 卷 1 号 432 頁「ティーシャツ」事件では、「応用美術については、現行著作権法は、美術工芸品を保護することを明文化し、実用目的の図案、ひな型は原則として意匠法等の保護に委ね、ただ、そのうち、主観的な制作目的を除外して客観的、外形的にみて、実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められ、絵画、彫刻等の純粋美術と同視しうるものは美術の著作物として保護しているものと解するのが相当である。」と判断される。

(2) 大阪地判平 31.4.18 裁判所 HP 参照（平成 28 年（ワ）第 8552 号）「眠り猫イラスト」事件では、被告は、「原

告イラストは、Tシャツの原案とされているものであり、制作者が、その作品を専ら鑑賞の対象とする目的ではなく、実用目的で制作したものであり、かつ、一般的平均人が、実用目的で制作されたものと受け取るものというべきであるから、純粋美術には該当せず、上記制作目的及び一般的平均人の認識からすれば、原告イラストは、応用美術に該当する。」と主張するところ、裁判所は、「原告イラスト作成後、それを広めるために、あるいは商業的に利用するために、Tシャツ販売サイトを介して、原告イラストを付したTシャツを販売したことが認められるが、これは原告が創作した美術の著作物を用いたTシャツを販売したにすぎないから、このことは、原告イラストの著作物性を否定する理由とはならず、原告イラストが応用美術に属するものとして、その著作物性を否定する被告の主張は、採用できない。」と判断する。

上記(1)「ティーシャツ」事件では、分離可能性説が採用されたファッションショー事件以前であり、分離可能性説ではなく、純粋美術と同視しうるものが著作物として認められると判断されている。このように、上記のファッションショー事件以前では、分離可能性説と異なる判断基準を採用されている<sup>(4)</sup>。一方、上記(2)「眠り猫イラスト」事件では、Tシャツに付される前に純粋なアート作品として発表されており、応用美術ではなく、純粋美術として取り扱われている。

今回の裁判例及び上記(1)及び(2)の裁判例のいずれも、Tシャツの著作物性が認められるものではなく、Tシャツに付されたイラストについて著作物性を認めている。すなわち、Tシャツに付されたイラストを、例えばカレンダーや便箋等、Tシャツ以外に使用する場合であっても、イラストの著作権を侵害すると判断される可能性がある。

## 5. 結語

Tシャツに付されたイラストに対しては、本件裁判例のように分離可能性説を採用するか否かに関わらず、通常のイラストと同様に著作物性が認められるであろう。一方、大阪地判平29.1.19 裁判所 HP 参照（平27（ワ）9648号平27（ワ）10930号）「花柄刺繍」事件では、シャツに付された刺繍の著作物性が否定され、大阪高判令5.4.27 裁判所 HP 参照（令4（ネ）第745号）では、布地に付された絵柄（テキスタイル）の著作物性が否定されていることから、被服の模様や装飾については、イラストと異なり、著作物性を有すると判断されない可能性があることに注意いただきたい。

### (注)

(1) 作花文雄『詳解著作権法（第6版）』127-128頁（ぎょうせい、2022）。大阪地判平成27年9月24日裁判所 HP 参照（平成25（ワ）1074）、東京地判平28年1月14日裁判所 HP 参照（平成27（ワ）7033）、東京地判平成28年4月21日裁判所 HP 参照（平成27（ワ）21304）、東京地判平成28年4月27日裁判所 HP 参照（平成27（ワ）27220）など。

(2) 高林龍『標準著作権（第5版）』50頁（有斐閣、2022）。

(3) 中山信弘『著作権（第4版）』211頁（有斐閣、2023）。

(4) 茶園成樹『著作権（第3版）』33-35頁（有斐閣、2021）。応用美術の著作物性が判断された裁判例として、仙台高判平成14年7月9日判時1813号145頁、大阪高判平成17年7月28日判時1928号116頁、京都地判平成元年6月15日判時1327号123頁、東京高判平成3年12月17日知的裁集23巻3号808頁、長崎地佐世保支決昭和48年2月7日無体裁集5巻1号18頁、神戸地姫路支判昭和54年7月9日無体裁集11巻2号371頁、東京地判昭和56年4月20日無体裁集13巻1号432頁。

(原稿受領 2024.8.27)